

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 身延町 (都道府県: 山梨県)

本事業の担当部局名 企画政策課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	身延町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,100,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 身延町の人口は減少の一途をたどり、令和2年国勢調査では10,663人と平成22年度の12,669人と比較して2,006人の減少となっている。出生数についても人口動態統計では令和2年31人、平成27年度40人と9人減少し、人口減少の大きな要因となっている。第2期身延町総合戦略(令和2年3月)策定の際に行ったアンケートで結婚・子育てにとって支障となることについて、不安定な収入などの経済的な理由が51.7%と最も多かったが、前回調査(平成27年)の際には60.3%であり、8.6%減少している。本町で進めてきた子育て支援施策の成果が出てきていると推測されるが、依然高い水準であるため結婚・出産・子育て支援の拡充が必要となる。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では基本目標4として結婚・出産・子育て環境の充実に掲げ、KPIとして合計特殊出生率1.60(平成30年~令和4年)、出生率5.27(令和6年度)と設定している。目標達成のための施策として婚活イベントの実施や結婚・出産祝金制度、子育て支援に関する各種補助制度を実施している。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業を実施することにより、結婚への後押しを行い、本町で実施している子育て支援策等と併せて、結婚・出産・子育て環境の充実に図り少子化対策を推進する。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込	5	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	2	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

婚姻後、町内に住所をおいた世帯の令和3年度、令和4年度数値から婚姻時年齢夫婦共に29歳以下2組、夫婦共に39歳以下かつどちらかが30歳以上が3組と見込む。
身延町の30歳～39歳の平均所得は男性252万円、女性138万円。22歳～29歳では、男性187万円、女性190万円(令和3年数値、千円以下切上)いずれも合計が500万円未満となり全員が対象となると想定される。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	2 世帯 × 600,000 円 =	1,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円	
	(継続補助)		
	合計	2,100,000 円	

3. 広報の実施予定

町HPや広報への掲載、町主催の婚活イベント委託業者への情報提供等で周知を図る。また、婚姻届提出時にも重ねて情報提供を行う。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.60(平成30年～令和4年)	1.33(平成25～29年)
出生率		%	5.27(令和6年度)	2.45(平成30年度)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.33(平成25年～平成29年人口動態特殊報告)	
	婚姻件数		件	11(令和4年度人口動態統計)	
	婚姻率			1.1(令和4年度人口動態統計)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	66	33
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	やまなし暮らし支援センター等でチラシの配布を行うとともに県ホームページにおいても広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町主催の婚活イベント委託業者へ情報提供を行い、広く対象者への周知に協力いただく。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。